

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の全国展開

(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件 令和7年1月1日施行)
(外国人起業活動促進事業に関する告示 令和7年1月1日施行)

現行制度の概要

特例①

創業のために入国するには、入国時に、以下の要件が必要。

《在留資格「経営・管理」の要件》

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金 等

入国（上陸）審査



入国時の要件の充足を
6か月間猶予！

6か月



日本で
創業活動！

特例②

事業所の確保要件について、
1年間に限り、コワーキング
スペース等でも認める。

在留審査（期間更新）



事業活動の
継続！

全国展開後

外国人起業活動促進事業※（経済産業省）と一本化し、入国時の要件の充足を猶予する期間を最大2年間に延長する。

6か月

1年

特例①

特例②

一本化

外国人起業活動
促進事業※

1年

※特例①と同様に、入国時の要件の充足を猶予する事業。

最大2年間、要件の充足を猶予